

■ 盲目の会社たち ■

ほぼ週刊【松村拓也のメールマガジン】第 142 号

こんにちは、松村拓也です。

E-Mail と Facebook で松村拓也の活動についてほぼ毎週お届けしています。

名刺交換した方や、突然思い出した方にもお届けしますので、ご迷惑であればお知らせください。

できれば勤務先でなく、個人のアドレスにお届けしたいので、ご連絡ください。

ご意見、ご質問大歓迎です。

.....

142 目次

1. ブログから：盲目の会社たち
2. 今週のお知らせ：週末からシンガポールに行ってきます
3. まつむら塾のご案内
4. 今週の予定
5. アクセスポイント：問い合わせ先
6. このメルマガについて

バックナンバーはこちら

<http://nanoni.co.jp/magazine/>

.....

1. ブログから：盲目の会社たち

昨日、I さんが久しぶりに相談にやってきた。お孫さんと遊んでいるうちに思い付いたアイデアが新商品になりつつあり、その面白さに僕もすっぴりのめり込んでしまった。今後の事業展開の夢を大きく膨らませた後は、具体的な会社設立の話となり、定款案を拝見したところで、僕は愕然とした。なんと株式会社の定款には「目的」の記載がない。僕はここ数年、社団法人や NPO など株主のいない法人ばかり作ってきたので、株式会社の定款をきちんと読むのは久しぶりだった。これまで「法人定款の 3 要素は名前・目的・方法」と言い続けてきた僕にとって、これは看過できない大問題だ。

そこでまず、株式会社・社団法人・NPO 法人それぞれの定款雛型冒頭部分(総則)を比較したいと思う。

まずは、【株式会社の定款雛型】は

第 1 条 (商号) 当社は、〇〇株式会社と称する。

第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 〇〇の製造及び販売
- (2) ××の輸入及び販売
- (3) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第 3 条 (本店所在地) 当社は、本店を東京都〇〇区に置く。

…と、こんな感じ。

次に【一般社団法人の定款雛型】は

第 1 条 (名称) 当法人は、一般社団法人〇△会と称する。

第 2 条 (主たる事務所) 当法人は、主たる事務所を東京都〇〇区に置く。

第 3 条 (目的) 当法人は、〇〇することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1) ○○○○

(2) ○○○○

(3) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

…とこんな感じ

そして最後に【NPO 法人の定款雛型】は

第1条（名 称）この法人は、特定非営利活動法人○○という。

第2条（事務所）この法人は、主たる事務所を東京都○○区に置く。

第3条（目 的）この法人は、広く一般市民を対象として、○○をはじめとした○○に関する事業を行い、地域の○○に努めることで、○○に寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) ○○○○を図る活動

(2) ○○○○を図る活動

(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業の種類）この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) ○○○○事業

(2) ○○○○事業

(3)その他目的を達成するために必要な事業

…とこんな感じだ。

この3種類の法人の【目的】だけを抽出すると、その違いは歴然だ。

株式会社：「当社は、次の事業を行うことを目的とする。」

社団法人：「当法人は、○○することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。」

NPO 法人：「この法人は、広く一般市民を対象として、・・・ことで、○○に寄与することを目的とする。」

これらを整理すると・・・

株式会社は「事業(方法)=目的」

社団法人は「目的のために事業(方法)を行う」

NPO 法人では「社会のための目的・目的のための活動(手段)・活動のための事業(方法)」

となる。

そもそも I さんは、すでに様々な窓口を訪ねて特許や製造法・コスト計画など事業内容に関する検討を進めており、僕を訪ねた目的は「その事業をどのように発信し・普及していくのか」ということだった。だが、それに対する僕の答えは、「I さんはこの商品を販売することで人々や社会をどう変えたいのか・・・つまり事業目的によってそれは決まってくる」ということだ。ところが、会社の定款では「事業を行うこと」そのものが目的となっていて、何のビジョンも描かれていない。それは I さんの責任ではなく、株式会社の定款そのものの形式だということが恐ろしい。これでは全ての株式会社が、目的を持たない「盲目の会社」になってしまう。

実は、法律上株式会社は社団法人の一種と位置付けられており、定款の絶対的記載事項も社団法人に準じているので、本来は目的を述べた上で補足的に事業内容を述べるべきだと思われる。だが、株式会社の真の目的は「株主への配当」に他ならない。その結果、事業目的を記載せず、事業そのものを目的化しようになったと僕は推測する。知ってはいたけど、僕は改めてこのことを突き付けられた気がした。そして、僕がなぜ非営利ビジネス

に傾倒してきたのかが分かった気がする。利益追求が悪いのではなく、目的不在こそが致命的な問題だ。

「定款」を身近に感じる人は少ないと思う。だが、「法人の定款など読んだことがありません」と言う人は「日本の憲法など読んだことがありません」と言っているのと変わらない。事業を起こし、会社を作るということは、その目的を明確にすることで自ら存在価値を定義していることを忘れてはならない。それなのに、株式会社の定款に「当社は、次の事業を行うことを目的とする。」書くのは、憲法に「この国は、政治や行政を行うことを目的とする」と書くのに等しいと僕は思う。だから今後は、すべての株式会社に「目的＝何のために事業をするのか」を必ず考えるよう提言したい。せめて社団法人に倣い「当法人は、〇〇することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。」の「〇〇」を、事業者と共に考えていきたいと切に願う。

nanoni.co.jp/20180114/

.....

2. 今週のお知らせ：週末からシンガポールに行ってきます

今回の世界激安ツアー探検隊は、シンガポール 3泊4日旅行(1/21-24)です。僕にとってのシンガポールは、「戦略的国家経営」という意味でとても刺激的な存在です。前回 2004 年の訪問からは 14 年ぶりということで、様々な変化を確認・体感してきます。

また、今回のもう一つの目的は、若者と一緒に旅をすること。僕の誘いに乗ってくれた二人の大学生のうち、一人はなんと初海外・初飛行機で、僕の方が緊張しちゃいます。でも、彼らの目を通してシンガポールがどう見えるのか、僕にとってはそれが最もエキサイティングな体験になると思います。

旅行先からも、FBなどを活用して色々発信したいと思いますので、ご期待ください。

なお、次回の探検隊は、年末頃に「ドバイ」を予定しています。

こちらに興味のある方は、是非ともご連絡ください。

ではでは！

.....

3. まつむら塾のご案内

■レギュラー講座

1名から参加できる、定例開催セミナー

料金 1コマ：3,000円(一人当たり)

人数 1名より開催

日時 毎週土曜日 ①10-11時、②11-12時、③15-16時、④16-17時、⑤19-20時、⑥20-21時

会場 笑恵館 東京都世田谷区砧 6-27-19

予約制：このメールに返信、またはタイムチケットで

<https://www.timeticket.jp/items/39813>

■グループ講座

松村がお好きな時間と場所にお邪魔する、グループで開催する、臨時セミナー

料金 1コマ：15,000円+交通費(総額)

人数 10名まで

日時 随時調整します。

会場 笑恵館 もしくはご自分で会場をご用意ください。

■オンライン講座

遠隔地でも参加できる、web やメールのやり取りで学ぶ質疑応答形式

料金 1,000 円/月 (閲覧のみは無料です)

日時 随時

場所 自習室 <http://nanoni.co.jp/juku/>

.....

4. 今後の予定：今週・来週以降

凡例 ○面談歓迎：来て下さればあなたの面談を優先。

◎呼出歓迎：あなたのお誘いを優先、訪問可能。

●同行可能：僕の訪問先にお連れします。

★参加可能：あなたも参加可能なイベント。

.....

(月) 1/15 ○作業日 長津田周辺で面談可

(火) 1/16 ○作業日 長津田周辺で面談可

(水) 1/17 ○作業日 午後世田谷方面

(木) 1/18 ○作業日 終日笑恵館で面談可

10-16 時 ★笑恵館なるほどデイ (無料説明会)

13-15 時 ★ニッチ大学

18-20 時 ★笑恵館持ち寄り食事会

(金) 1/19 ○作業日 午後から笑恵館で面談可

(土) 1/20 ○作業日 終日笑恵館で面談可

10-21 時 ★まつむら塾 (笑恵館・予約制)

(日) 1/21 シンガポール旅行 (24 日帰国予定)

■その後のイベント

1/27 ★まつむら塾 (笑恵館・予約制)

1/28 ★名栗の森オーナーシップクラブ例会

1/30-31 ★御宿グッドネイバーズ

相談のある人、一杯やりたい人、歓迎です。

松村の予定はこちらで公開しています。 <http://nanoni.co.jp/schedule>

.....

5. アクセスポイント：問い合わせ先

松村拓也

メール takuya@nanoni.co.jp

携 帯 090-9830-3669 taku8823@ezweb.ne.jp

自 宅 株式会社 なのに(平社員)

〒226-0016 神奈川県横浜市緑区霧が丘 3-15-1

<http://nanoni.co.jp/>

職 場 一般社団法人 日本土地資源協会(代表理事)

<http://land-resource.org/>

笑恵館 〒157-0073 東京都世田谷区砧 6-27-19

<http://shokeikan.com/>

メール配信をご希望の方はこちら

<http://land-resource.us10.list-manage.com/subscribe...>

フェイスブックグループはこちら

<https://www.facebook.com/groups/atamanonaka/>